

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第六項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年十二月 日

金融庁長官 中島 淳一

別表を次のように改める。

## 別表

第一欄 (主要子会社)	第二欄 (主要子会社グループ)	第三欄 (P)	第四欄 (内部TLAC水準調整係数)
ゴールドマン・サックス証券株式会社 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその子会社等 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社及びその子会社等	二・二五 二・二五	七十五パーセント 七十五パーセント